

研究ノート

## 祖父母と孫の交流に関する英國法の動向

増田 幸弘

An Analysis of Grandparent-Grandchild Contact Rights in the UK

Yukihiro Masuda

本稿の目的は、何らかの理由により同居していない祖父母と孫の面接交渉に関する英國法の動向を検討することにある。

英國における祖父母と孫の交流を可能とする法的根拠は、1989年児童法（以下、「CA1989」と略）に求められる。同法の特徴は、祖父母と孫の交流を祖父母固有の権利として規定していない点にある。

本稿では、初めにCA1989制定以前の法規定を概観し、次いで、CA1989の法構造を検討した。また、祖父母の面接交渉の諸否が争われた裁判例の動向を検討した。これらを踏まえ、祖父母の面接交渉を実現するための法的根拠のあり方を考察した。特に、ヨーロッパ人権条約が祖父母の権利の根拠となる可能性について検討した。

本稿では、小括として次の点を指摘した。それは、CA1989を前提とする限り、孫との面接交渉を妨害された祖父母がその妨害を排除するために、祖父母としての特別の地位に基づく固有の権利を法的根拠とすることには限界があるという点である。

英國法の動向は、現代社会における家族関係や親密圈に対する国家の公的関与のありかたを考える際の、ひとつの手掛かりとなろう。

キーワード 祖父母の権利、面接交渉、英國法、1989年児童法、ヨーロッパ人権条約

### 1 はじめに

本稿の目的は、祖父母と孫の関係に関する英國法の動向を検討することにある。祖父母と孫の関係に関しては、複数の法的な観点からの分析が可能である。その中で本稿では、同居していない祖父母と孫の交流（面接交渉）の問題を取り上げる。

本稿の構成は次の通りである。初めに、英國の現行法である1989年児童法（Children Act 1989：以下「CA1989」と略）制定以前の法状態を概観する。次いで、CA1989が祖父母と孫の関

係をどのように規定しているのかについて検討する。また、この問題をめぐる近年の裁判例の動向を分析する。最後に、これらを踏まえて祖父母の権利について考察を行う。

本稿の研究上の位置づけは次の通りである。本稿は、「別居状態におかれた『祖父母』と『孫』の交流を支援する公的システムと実務指針の研究」の一環をなす。また、増田（2000）の続稿と位置づけられる。

なお、本稿を執筆するに先立ち、日本女子大学

社会福祉学会2004年度第3回定例研究会（2004年12月）において報告を行い、会員との質疑応答の中から貴重な示唆を得た。

## 2 問題の所在

本章では、英國法の動向を取り上げる理由について説明する。なお、祖父母と孫の面接交渉に関するわが国の現行法の解釈論と立法政策の課題については、既に前稿（増田 2000）で論及しているため、ここでは論じない。

法的な観点から見た場合、同居していない祖父母と孫の交流の問題は、大きく次の2つに分類することができる。ひとつは私法領域の問題であり、もうひとつは公法領域の問題である。

前者に属する問題には、児童の両親の離婚後や一方の親の死亡後における面接交渉の問題がある。すなわち、児童の監護権者が児童と別居状態にある祖父母と、児童とを面会させることを拒否したときの、祖父母の面接交渉権の問題である。

また後者に属する問題には、児童保護行政をめぐる問題がある。これは、次の2つに分類することができる。

第1に、要保護児童のプレイスメントにあたり、そのケアの担い手を祖父母とすることに関する法的および政策的な問題である。第2に、行政により保護された児童の祖父母が、同居していない孫との面会を可能とするための面接交渉権の問題である。

本稿ではこの中の、祖父母の面接交渉権をめぐる英國法の動向を取り上げる。「児童のケアの担い手としての祖父母 (a grandparent as a carer)」をめぐる法律および政策上の諸問題については、現在準備中の別稿にゆずる<sup>1)</sup>。

本稿が英國法を検討対象とする理由は、面接交渉に関する規定の法構造が他の諸国と比べて特徴的であるからである。

すなわち後述のように、英國法にも祖父母と孫の面接交渉を可能とする根拠条文がCA1989の中に存在している。しかし、それは条文上、「祖父母」という文言が用いられている訳ではない。

このことは、英國法においては、「祖父母たる地位に基づき原則的に孫との交流が認められる、という訳ではない」ことを意味する。言い換えると、英國における祖父母の面接交渉は、子の福祉（利益）に適うと判断される限りにおいて認められる。

この点において、祖父母固有の権利として孫への「訪問権」を法定するアメリカ法やフランス法等とは異なる特徴を有する。ここに、英國法を取り上げることの意義がある。

## 3 英国法の動向

本章では、初めにCA1989制定以前の法規定を概観する。次いで、CA1989における祖父母と孫の面接交渉に関する法構造を検討する。

### （1）1989年児童法制定以前における祖父母の法的地位

ここでは、祖父母と孫の面接交渉に関する1989年児童法制定以前の状況について、私法領域と公法領域のそれぞれ主要な法律を取り上げる<sup>2)</sup>。

#### ①私法領域

CA1989制定以前に、私法領域における祖父母の面接交渉権の問題に関して、最も重要な規定を設けたのは、1978年家事手続および治安判事裁判所法（Domestic Proceedings and Magistrates' Courts Act 1978：以下「DPMCA」と略）である。

DPMCAが制定されるまで、児童の両親が離婚、婚姻無効、または裁判別居（judicial separation）によって生別した場合、近親者には原則として当該児童との面接交渉を裁判所に申請する権利が付

与されていなかった。なお、当時の英國法は、祖父母も近親者（relatives）の一人として位置づけていた<sup>3)</sup>。

これに対してDPMCAは、児童の両親が生別し、裁判所が監護命令（legal custody order）または養護権者命令（custodianship order）をなすか、あるいは過去に発せられた同命令が効力を有している場合について、当該児童の祖父母に対して孫との面接交渉を裁判所に申請する権利を認めた<sup>4)</sup>。

また同法により、児童の両親の一方が死亡した場合には、その事実のみに基づき、死亡した親の側の祖父母に孫との面接交渉を裁判所に申請する権利が付与された<sup>5)</sup>。

## ②公法領域

公法領域では、1986年児童および青少年（修正）法（Children and Young Persons（Amendment）Act 1986：以下「CYPA」と略）が、ケア手続における祖父母の法的地位に関する規定を設けた。

CYPAが制定されるまで、祖父母は孫のケア手続に参加する権利を当然に有する訳ではなかった。しかしCYPAの制定により、地方当局（local authority）が児童を保護する際、一定の要件に該当する祖父母については、ケア手続（care proceedings）の当事者となる地位を得る許可を裁判所に申請することが可能となった<sup>6)</sup>。

なお、地方当局によるケアの下にある児童に対する面接交渉の問題に関しては、父母と祖父母の法的地位は異なっていた。

すなわち、この面接交渉の取り決めについては、行為準則（Code of Practice）が作成されており、そこで父母とともに近親者との面接交渉も考慮すべき旨が規定された<sup>7)</sup>。祖父母は、この行為準則が近親者として例示列挙する中に含まれる<sup>8)</sup>。

ここで面接交渉が認められなかった場合、父母についてはそれに対する異議申立ての権利が法定されていた。これに対して、祖父母については異

議申立ての権利が付与されていなかった。この点において、祖父母は父母と異なる取り扱いがなされていた。

## （2）1989年児童法における祖父母の法的地位

ここでは、現行法であるCA1989において、孫との面接交渉を希望する祖父母がいかなる法的地位にあるのかを検討する。

CA1989の特徴は、面接交渉に関して「祖父母」という概念を用いていない点にある。この点において、前節で取り上げたDPMCAやCYPAが祖父母の権利に関する明文規定を設けているのとは異なる。

### ①私法領域

孫との面接交渉を希望する祖父母は、CA1989第8条に基づき裁判所に対して命令の発給を請求することになる。この命令を「第8条命令（section 8 order）」と称する。同命令の種類と申請権者は以下の通りである。

第8条命令には次の4種類のものがある<sup>9)</sup>。交流命令（contact order）、居所命令（residence order）、禁止命令（prohibited order）、特定事項命令（specific issue order）。面接交渉の場面では、通常、交流命令の発給を請求することが多いとされる<sup>10)</sup>。

また、第8条命令の申請権者は、次の2つのカテゴリーに分類される<sup>11)</sup>。①裁判所の許可（leave）なくして命令の発給を申請する権限を有する者（entitled to apply for a section 8 order）、②それ以外の者（命令の発給を申請するための裁判所の許可を付与された者）。

①のカテゴリーに属するのは、親、後見人、少なくとも3年間同居していた者等である<sup>12)</sup>。これに対して、祖父母は②に属する。なお、CA1989の法案段階では祖父母も①に属するとされていたが、その後の修正により削除されたという経緯が

ある<sup>13)</sup>。

このように、児童との面接交渉を希望する者は、親や後見人等のように特別の規定がある場合を除き、裁判所が第8条命令の発給の諾否を判断する前段階で、まず申請者としての適格性が問われることになる。

祖父母も条文上、特別の規定が設けられておらず、他の申請者と同じく適格性を問われる<sup>14)</sup>。このことは、CA1989において、祖父母が特別な法的地位に位置づけられていないことを意味する。

## ②公法領域

地方当局によるケアの下におかれた児童の面接交渉の問題においても、上述の私法領域の場合と同様、父母と祖父母の法的地位は異なる。

地方当局によるケアの下にある児童に関しては、居所命令を除き第8条命令が発給されることはない<sup>15)</sup>。この場合に面接交渉の根拠条文となるのは、CA1989の第34条である。

この第34条は、地方当局のケアの下にある児童との面接交渉について、その申請権者を次の2つのカテゴリーに分類する。①父母や後見人等、②それ以外の者。祖父母は②に属する。

②に属する者に関しては、裁判所に面接交渉の命令の発給を申請するための許可が必要となる<sup>16)</sup>。

また同条は、①に属する者の合理的な面接交渉(*reasonable contact*)について、地方当局はこれを承認すべき旨を規定する<sup>17)</sup>。これに対して、②にはこのような規定が設けられておらず、同法の付則が、近親者との面接交渉を促進するよう努める(*endeavour to promote*)義務を地方当局に課す<sup>18)</sup>。

祖父母は②に属しているため、孫との面接交渉は固有の権利の実現としてではなく、この付則が地方当局に課す義務の効果として実現されることになる。

以上のように、現行法であるCA1989は、私法

領域と公法領域の双方ともに、面接交渉に関して祖父母を（親や後見人等と同等またはそれに準ずる）特別な地位とは位置づけていない。

## 4 裁判例

本章では、次の2つの論点に関する裁判例を取り上げる。①命令の発給を申請するための許可の判断基準、②面接交渉の諾否を具体的に判断する際の祖父母の地位。

①のキーワードとしては「『完全に論証し得る論拠 (good arguable case)』」のテスト」を、また、②のキーワードとしては「子の福祉」をあげることができる。ここでは以下、これら2つについて述べる。

### (1) “完全に論証し得る論拠” のテスト

前項で述べたように、祖父母が面接交渉に関する命令の発給を裁判所に申請するためには、その前段階として、命令を申請するための許可を付与される必要がある。

CA1989第10条(9)は、第8条命令の発給を申請するための許可の判断に際して、裁判所が考慮すべき事項をリストアップする。それは次の4つの事項である。

①提起された申請の性質、②申請者と子との関係、③提起された申請が子の生活を脅かすような混乱を与えるおそれ、④子が地方当局のケアの下にある場合には) 当局の計画、および、両親の希望並びに感情。

これに対して、第34条には第10条(9)に対応する明文規定が存在しない。この点に関する判断を示した裁判例に、*Re M (Care : Contact : Grandmother's Application for Leave)* 事件控訴院判決(1995年)<sup>19)</sup>がある。

同事件は次のようなケースである。地方当局によるケアの下におかれた要保護児童との面接交渉

を求める、その祖母が第34条に基づき高等法院に命令の発給を求めた。高等法院は当該許可の付与を認めなかつたため、祖母が控訴院に上訴したものである。

控訴院のWard裁判官は、判決理由において、第34条に基づく申請の許可の判断に際しても、第10条(9)に列挙された諸事項を考慮する旨を判示した<sup>20)</sup>。

また同判決は、当該許可の付与の諾否を判断する基準について論じ、申請者（この場合は祖父母）は、審理すべき重大な論点が存在することを裁判所に確信させ、かつ、「完全に論証し得る論拠（good arguable case）」を示さなくてはならない旨を判示した<sup>21)</sup>。

なお、この事件は第34条をめぐる事案、すなわち公法領域の問題を取り扱うケースである。そこで次に、「完全に論証し得る論拠」のテストが、私法領域のケースにも適用されるか否かが問題となる。

この問題についての判断を示した裁判例に、Re J (Leave to Issue Application for Residence Order) 事件控訴院判決（2003年）がある<sup>22)</sup>。

これは、地方当局が要保護児童について第三者との養子縁組を行う意向を示していたところ、その祖母が居所命令の申請の許可を求める事件の第二審判決である。第一審は「完全に論証し得る根拠」のテストを適用し、祖母に対する許可の付与を認めなかつた。

これに対して控訴院のThorpe裁判官は、判決理由の中で「完全に論証し得る根拠」のテストを適用せず、祖母に対する許可の付与を認めた。このテストは第34条(3)に直接関係するものであり、第10条(9)に直接関係するものではない、というのがその理由である<sup>23)</sup>。

なお、同判決であわせて注目されるのは、Thorpe裁判官が、CA1989第10条(9)の申請者

がヨーロッパ人権条約第6条および第8条の権利を享受する点に言及していることである<sup>24)</sup>。この点については次章で取り上げる。

## (2) 子の福祉 (child's welfare)

以上のような、いわば当事者適格をめぐる審理を経た後に、申請者に対する命令の発給の諾否が判断される。

この段階における判断に際しても、裁判所は祖父母が親と同等の立場にあるものとは認めていない。このことを明らかにした裁判例に、Re A (Section 8 Order : Grandparent Application) 事件控訴院判決（1995年）<sup>25)</sup>がある。

この事件は、3歳の孫との面接交渉を望む祖母が交流命令の発給を求めたところ、第8条命令の申請の許可は付与されたものの、命令の発給が認められなかつたため控訴したものである。

判決理由の中で、控訴院のButler-Sloss裁判官は、申請の許可を付与された祖母が父母と同様の地位（a similar position to a parent）にあるか否かを検討し、それを否定的に解した<sup>26)</sup>。

この解釈に際して、同裁判官は、同法の法案段階では祖父母に対しても（親と同じ）特別な地位が認められていたとのCA1989の制定過程にも言及した。これについて同裁判官は、審議過程で議論されたものの特別な地位を認めなかつたとの事實を指摘している<sup>27)</sup>。

なお、同判決が示した、面接交渉の判断に際して祖父母は父母と同等の立場にあるものではないとの見解を踏襲する裁判例として、Re S (Contact : Grandparents) 事件控訴院判決（1995年）<sup>28)</sup>や、Re W (Contact : Application by Grandparent) 事件高等法院家事部判決（1999年）<sup>29)</sup>がある。

ところで、面接交渉の諾否を具体的に検討するにあたり、裁判所は命令の発給が子の利益に適うか否かとの観点から判断することになる。

CA1989第1条が「子の福祉は、裁判所の至上の考慮事項とする (the child's welfare shall be the court's paramount consideration)」との原則を示しているからである。

この点について裁判例は、祖父母の面接交渉が子の利益に適うとの推定 (presumption) が及ぶとの立場を探っていない。なお、申請者が親の場合に、この推定が認められるかについては明らかではない。しかし、一般的に特段の事由がない限り、面接交渉が認められる傾向にあるとされる<sup>30)</sup>。

## 5 検討

本章では、英國の1998年人権法を取り上げ、祖父母と孫の面接交渉を実現するための法的根拠のあり方を検討する。

祖父母と孫の面接交渉に関する根拠規定のあり方は、大きく次の3つに分類することができる。  
①祖父母の権利として規定する、②法的根拠は設けるが祖父母固有の権利としては規定しない、③面接交渉の法的根拠を規定しない。

アメリカの各州やフランスの祖父母法（訪問権法）は①に、またわが国の民法は③に属する。これに対して、英國の1989年法は②に属する。

①と②はいずれも、祖父母と孫の交流を実現するための法的手続が用意されている点で共通している。この点において、法的手續自体が存在しない③とは異なる。

しかし、①と②では、祖父母と孫の面接交渉を実現するための理論的な根拠を、「権利」に求めるか「子の福祉」に求めるかという点において違ひがある<sup>31)</sup>。

すなわち、①の形で祖父母の面接交渉に関する法規定を制度設計した場合、孫との面接交渉を望む祖父母は、原則としてその固有の権利に基づいて妨害を排除することができる。

これに対して、②の形を採用する英國の1989年

法の場合には、裁判所が「子の福祉」に適うと判断した場合に限りにおいて、祖父母と孫の面接交渉が認められることになる。

勿論、この場合であっても、裁判所の判断に際して「祖父母の面接交渉は子の利益に適う」との推定が立証の前提とされるのであれば、事実上、①とさほど変わらない結論が導き出されるような制度設計となる。

しかし前述のように、現在までの英國の裁判例を検討する限り、この推定は明確に否定されていいる。つまり、祖父母の面接交渉の権利性は弱いものと評価し得る。

このように、国内の制定法の中に祖父母の権利を規定する根拠条文が存在しない場合に、なお「権利を基盤とするアプローチ (right based approach)」に基づく解釈論を展開することは可能であるか。

この問題を考える際の手掛かりとなるのが、前述の Re J (Leave to Issue Application for Residence Order) 事件控訴院判決である。同判決は、1998年人権法 (Human Rights Act 1998。以下「1998年法」と略) の存在に言及する。

1998年法は、「ヨーロッパ人権条約 (European Convention of Human Rights) の下で保障される権利および自由にさらなる効果を与えるための法律」である。同法は2000年10月2日に施行された。

その立法趣旨は国際人権規範であるヨーロッパ人権条約（以下「ECHR」と略）の国内法化であり、「人権を持ち帰る」という言葉で表すことができる<sup>32)</sup>。

同判決の中で Thorpe 裁判官は、CA1989第10条(9)に基づく申請者について、公正な裁判 (fair trial) に対する ECHR 第6条の権利を享有し、かつ、必然的に (nature of things) 第8条の権利も享有するのではないかと指摘する<sup>33)</sup>。

また、Re W (Contact Application: Procedure)

事件高等法院家事部判決（2000年）において Wilson裁判官は、CA1989の施行に伴い、祖父母と孫の面接交渉は子の利益に適うとの推定の欠如は、修正されるべきであるとの意見を示した<sup>34)</sup>。

ただし、いずれの判決も、第6条と第8条の影響を言及するにとどまり、詳細な議論がなされていいる訳ではない。そこで次に、ECHRの規定が、祖父母の権利の根拠となり得るかを検討する必要がある。

ECHR第6条は、独立かつ公平な裁判所によって妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を規定する。これは、主にCA1989の手続の妥当性にかかわる。

ECHR第8条は、私生活と家族生活の尊重に関する権利を規定する（日本語訳は小田・石本2003による）。すなわち同条第1項は、「何人も、その私的な家庭の生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する（Everyone has the right to respect for his private and family life, his home and his correspondence.）」と規定する。

また、同条第2項は、この権利の行使に対する公の機関の干渉を禁ずる。すなわち「法律に合致し、かつ、国の安全、公の安全又は国の経済的福利のため、無秩序又は犯罪の防止のため、衛生又は道徳の保護のために、民主的社会において必要であるもの外は、この権利の行使に対していかなる公権による干渉もあってはならない（There shall be no interference by a public authority with the exercise of this right except such as is in accordance with the law and is necessary in a democratic society in the interests of national security, public safety or the economic well being of the country, for the prevention of disorder or crime, for the protection of health or morals or for the protection of the rights and freedoms of others.）」と規定する。

そこで、この問題を検討する場合には、ECHR第8条の「家族（家庭）生活」の中に、祖父母を含む拡大家族（extended family）の面接交渉を含むと解されるか、が中心的な論点となる。なぜならば、同条は家族間の面接交渉の権利には言及していないからである<sup>35)</sup>。

この点に関して参考となるヨーロッパ人権裁判所の裁判例に、次のものがある。

Marckx v Belgium事件（1979年）<sup>36)</sup>で裁判所は、「家族生活」の中に、祖父母と孫のような近親者間の絆（ties）が含まれると判示した。ただし、これは婚外子制度のあり方をめぐり個人が国を訴えたケースであり、本稿の対象とする面接交渉のケースとは性格が異なる点に留意する必要がある。

その後の裁判例は、Priece v United Kingdom事件（1982年）<sup>37)</sup>等に見られるように、血縁の存在のみでは祖父母と孫との間の「家族生活」を確立するのに不十分であるとの考え方を示す。すなわち、祖父母という地位のみに基づき権利を主張することは困難である。

また、Kaganas and Piper（2001）は、英国の地方当局によるケアの下にある児童に対する面接交渉の裁判例（前出のPrice v United Kingdom事件、Lawlor v United Kingdom事件[1988年]<sup>38)</sup>）を取り上げ、裁判所の解釈に見られる「家族生活に対する権利」の性格を次のように分析する。

それは、「家族生活に対する権利は親の権限を妨げる権利を含むものではない（the right to family life does not include the right to thwart parental authority）」<sup>39)</sup>というものである。

このことは、ECHR第8条の解釈から、面接交渉の場面における親と祖父母（近親者）の法的地位が同等であるとの結論を導くことはできないことを示唆する。

以上のように、裁判例を前提とする限り、英國

法の下では、祖父母の孫との面接交渉の問題に対して国際人権規範であるECHRを根拠に「権利を基盤とするアプローチ」を行うことは困難である。

すなわち、祖父母の面接交渉の場面におけるECHRの法的効果は、2003年に控訴院が前述のRe J (Leave to Issue Application for Residence Order) 事件で判示したように、第8条命令の申請の許可の付与に関する判断基準の緩和にとどまるものと解するのが妥当である<sup>40)</sup>。

このことは、CA1989の法構造を前提とする限り、孫との面接交渉を妨害された祖父母がその妨害を排除するために、祖父母としての特別の地位に基づく固有の権利を法的根拠とすることには限界があることを意味する

言い換えると、今後、祖父母と孫の面接交渉を定着させるためには、ECHR第8条とCA1989第1条との関係を考察することと併せて、祖父母との交流が児童の発達に及ぼす影響についての実証研究を進め、裁判実務に反映させが必要となる<sup>41)</sup>。

## 6 おわりに

わが国でも、「家族」という親密で基本的な人間関係が分断された高齢者に対して、孫との交流を通じた「ゆるやかな家族関係」を設定するための制度の枠組を準備することが望まれる<sup>42)</sup>。

しかし、この問題に関するわが国の研究の蓄積は、まだ少ない。そこで今後、社会保障法学と社会福祉学の共同作業による、理論的および実証的な研究の展開が必要となる。その際、国際比較の対象として、英國の法制度のあり方がひとつの参考となろう。

祖父母の面接交渉をめぐる英國法の動向は、祖父母の権利を基盤とするアプローチをとらないという点で、アメリカ法やフランス法等とともに、現代社会における家族関係や親密圏に対する國家

の公的関与のあり方を考える手掛かりとなるからである<sup>43)</sup>。

## 註

- 1) この問題は2つの観点から論じができる。第1にひとり親家族に対する社会保障政策の観点である。例えば、Douglas and Ferguson (2003) は、英國においてひとり親家族の母親が就労する際、祖父母は児童ケアの最も重要な資源 (the most important source) であることを指摘する(at 42)。第2に児童保護政策の観点である。COTA (オーストラリア) の報告書である Fitzpatrick (2004) は、この観点から祖父母に関する政策提言を行う。なお、わが国における祖父母による「孫育て」の実態につき、小野寺 (2004)。
- 2) 1989年児童法制定以前の英國法の状況につき Douglas and Lowe (1990); Kaganas and Piper (1990).
- 3) Douglas and Lowe (1990), at 89; Kaganas and Piper (1990), at 29.
- 4) DPMCA, ss.14, 40.
- 5) DPMCA, s.40.
- 6) CYPA, s.3 (2).
- 7) Code of Practice on Access to Children in Care, para 8.
- 8) Id.
- 9) Children Act 1989 ('CA1989'), ss.8 (1), (2).
- 10) Crook (1994), 136.
- 11) CA1989, s.10(1).
- 12) CA1989, ss.10(4), (5). 親 (parents) の概念には未婚の父 (unmarried father) も含まれると解されている (White et al. 2002, at 180)。
- 13) Crook (1994), 135.
- 14) Carne (1996) は、裁判例を基に、祖父母

がこの許可を得る際に乗り越えなくてはならないハードルについて概観する。

- 15) CA1989, s.9 (3).
- 16) CA1989, s.34 (3) b.
- 17) CA1989, s.34 (1).
- 18) Children Act 1989, Sch 2, para 15.
- 19) [1995] 2 FLR 86.
- 20) Id, at 95.
- 21) Id, at 98.
- 22) [2003] 1 FLR 114. 同判決の評釈にBridge (2003); Douglas (2003).
- 23) Id, at 118.
- 24) Id.
- 25) [1995] 2 FLR 153.
- 26) Id, at 155.
- 27) Id, at 157.
- 28) [1996] 1 FLR 158.
- 29) [2000] 1 FLR 263.
- 30) Weyland (1995), at 445-9.
- 31) 棚瀬（2002）は、面接交渉の権利性の問題を日本法とアメリカ法の比較において検討する。また、英国法の下での祖父母の面接交渉の権利性の問題については、Kaganas and Piper (2001) が詳細な検討を行う。
- 32) これは、労働党政府が同法制定に先立ち1997年10月に公表した白書 (RIGHTS BROUGHT HOME, Cm3783) の表題である。
- 33) [2003] 1 FLR 114, at 118.
- 34) [2000] 1 FLR 263, at 269.
- 35) Bainham (2003), at 65.
- 36) (1979-80) 2 EHRR 330.
- 37) [1988] 55 DR 224.
- 38) [1988] 57 DR 216.
- 39) Kaganas and Piper (2001), at 259.
- 40) Douglas (2003), at 111.
- 41) 英国における祖父母と孫の面接交渉の実態

につき、CA施行以前の実態を分析する論稿にDouglas and Lowe (1990); Kaganas and Piper (1990)。また、CA施行後の実態を分析する論稿にDouglas and Ferguson (2003)。

- 42) 孫との交流で果たす祖父母の役割につきPryor (2003), at 52.
- 43) 本稿執筆時点において、英国では児童に対する面接交渉に関する法案 Children (Contact) and Adoption Bill が提出され審議中である。また、カナダでは、2003年12月に祖父母と孫の面接交渉に関する報告書 (Goldberg 2003) が提出された。これを受けて、本稿執筆時点において、オンタリオ州の児童法の改正が検討されている。これらについては、稿を改め検討することとする。

## 参考文献

- Bainham, A. (2003) Contact as a Right and Obligation, in Bainham, A. et al. (eds), CHILDREN AND THEIR FAMILIES: CONTACT, RIGHTS AND WELFARE, Hart Publishing, Oxford and Portland.
- Bridge,C. (2003) Re J (Leave to Issue Application for Residence Order. [2003] Fam.L.27.
- Carne, R. (1996) Grandparents and the Children Act 1989, [1996] Fam. L.416.
- Crook,H. (1994) Grandparents and the Children Act 1989, [1994] Fam. L.135.
- Douglas, G. (2003) Re J (Leave to Issue Application for Residence Order) – Recognising grandparents' concern or controlling their interference?, 15 Child and Family Law Quarterly, 103.
- Douglas, G. and Lowe, N. (1990) Grandparents and the Legal Process, 12 JSWL 89.

- Douglas,G. and Ferguson.N. (2003) The Role of Grandparents in Divorced Families, 17 Int. J. of Law, Policy and the Family 41.
- Fitzpatrick, M. (2004) GRANDPARENTS RAISING GRANDCHILDREN, COTA National Seniors Policy Secretariat, Melbourne.
- Goldberg, D. (2003) GRANDPARENT-GRANDCHILD ACCESS: A LEGAL ANALYSIS, Department of Justice Canada.
- Kaganas, F and Piper, C. (1990) Grandparents and the Limits of the Law, 4 Int. J. of Law, Policy and the Family 27.
- Kaganas, F and Piper, C. (2001) Grandparents and Contact: 'Rights v Welfare' Revisited, 15 Int. J. of Law, Policy and the Family 250.
- Pryor, J. (2003) Children's Contact with Relatives, in Bainham,A.et al.(eds), CHILDREN AND THEIR FAMILIES: CONTACT, RIGHTS AND WELFARE, Hart Publishing, Oxford and Portland.
- Weyland, I. (1995) Judicial Attitudes to Contact and Shared Residence since the Children Act 1989, 17 JSWFL 445.
- White, R., Carr, P. and Lowe, N.(2002) THE CHILDREN ACT IN PRACTICE (3rd ed.), Butterworths, London.
- 小田滋, 石本泰雄 (2003) 解説条約集 (第10版), 三省堂, 東京.
- 小野寺理佳 (2004) 別居祖母へのヒアリングデータにみる孫育ての悩みと求められる支援, 季刊社会保障研究40巻2号.
- 棚瀬孝雄 (2002) 権利の言説, 頸草書房, 東京.
- 増田幸弘 (2000) 高齢者と家族－祖父母としての高齢者, 社会保障法15号.
- (本稿は平成16年度科学研費補助金[基盤研究C]の助成に基づく研究成果の一部である)